

# 令和8年玉村町議会第1回定例会会議録第6号

---

令和8年3月19日（木曜日）

---

## 議事日程 第6号

令和8年3月19日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 玉村町手話言語条例の制定について
- 日程第 8 議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算
- 日程第 9 議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第13 議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第15 開会中における所管事務調査報告
- 日程第16 閉会中における所管事務調査の申出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について

- 日程第 5 議案第 6 号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定  
について
- 日程第 7 議案第 8 号 玉村町手話言語条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 2 号 令和 8 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 9 議案第 2 3 号 令和 8 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 4 号 令和 8 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 2 5 号 令和 8 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 2 6 号 令和 8 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 令和 8 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 1 4 議案第 2 8 号 令和 8 年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第 1 5 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 1 6 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第 1 議案第 2 9 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 追加日程第 2 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 4 同意第 2 号 副町長の選任について

## 出席議員（13人）

1番	川 端 悟 君	2番	峯 岸 敬 一 君
3番	笛 木 美登利 君	4番	嶋 田 由紀子 君
5番	井 上 景 子 君	6番	松 本 幸 喜 君
7番	羽 鳥 光 博 君	8番	堀 越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高 橋 茂 樹 君
11番	浅 見 武 志 君	12番	月 田 均 君
13番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

## ○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（新井賢次君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 4 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 4 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、4 議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 議案第 2 号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第 1、議案第 2 号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

堀越真由子総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 堀越真由子君登壇〕

◇総務経済常任委員長（堀越真由子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 2 号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定について、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第 2 号 玉村町職員等の旅費に関する条例の制定についての審査報告。3 月 3 日の本会議において、町長から提案説明があった議案第 2 号について総務課に補足説明を求めました。条例に定める旅費の見直し概要については下記のとおりである。鉄道賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費、旅費の返納など。

また、委員からの主な質疑については、お手元の資料を御覧ください。

討論なし、表決、本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。  
以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

## ○日程第2 議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第2、議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

堀越真由子総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 堀越真由子君登壇〕

◇総務経済常任委員長（堀越真由子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定について、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第3号 玉村町庁舎整備基金条例の制定についての審査報告。3月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第3号について総務課に補足説明を求めました。補足説明。このたび、

庁舎の整備、増築に係る予算を確保するために、整備、増築のための基金を設置させていただくこととした。特定の目的のために基金を設置する場合には、地方自治法第241条により、条例の制定が義務づけられているために制定するものである。

条例の内容について、増築計画に係る経緯、委員からの主な質疑については、お手元の資料を御覧ください。

表決。本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



### ○日程第3 議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料 条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第3、議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇]

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第4号 玉村町立小学校、中学校の施設の開放に伴う空調設備使用料条例の制定について、原案可決、内容は妥当なものとする。

本事件は、いわゆる学校開放における夏場の学校体育館の空調設備を使用した際の使用料を徴収するための条例であります。使用料につきましては、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

各委員から質疑が出され慎重に審議し、その後、表決を行いました。

本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

#### ○日程第4 議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第4、議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

堀越真由子総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 堀越真由子君登壇〕

◇総務経済常任委員長（堀越真由子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定について。原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第5号 玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例の制定についての審査報告。3月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第5号について、企画課に補足説明を求めました。条例の概要について。町では、令和5年3月に第2次人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画を策定し、全ての人が互いに人権を尊重し合い、その結果、自由と平等が保障され、不当に差別されることがない社会の実現を目指し、人権教育・啓発に取り組んできたところである。町として、共生社会を見据えつつ、不当な差別とそれに基づく人権侵害が生じない社会を目指し、より一層人権教育・啓発に取り組むとともに、差別がなく人権が守られる社会の実現のためには、町民や事業者の協力が不可欠であることから、町民等と認識を共有すべく、本条例を制定するものである。条例の制定趣旨。名称、玉村町あらゆる差別をなくし一人ひとりの人権が守られる社会をめざす条例。公布、令和8年3月中（令和8年第1回定例会に上程）、施行、令和8年4月1日。近年制定された法律及び群馬県条例について示されました。町の人権教育・啓発の現状、県内自治体の人権に関する条例についても説明がありました。条例の主な内容、目的、この条例にて基本理念を定め、町の責務と町民等の役割を明確化する。これによって、誰もが互いに個性を尊重し、人権侵害が生じることのない社会を実現する。基本理念。誰もが多様な個性を持つ存在であり、平穏な生活を営む権利を有するという考えに基づく。町の責務と町民等の役割。町は、目的達成のため必要な施策に取り組む。禁止事項、推進体制の充実について、詳しくはお手元の資料に記載のとおりです。

委員から質疑が出され、慎重に審査し、その後、表決を行いました。主な質疑については、お手元の資料のとおりです。

討論、反対討論。羽鳥委員、現時点の玉村町において、禁止事項を含む条例の制定は必然性がないと考えますので、反対いたします。

賛成討論なし。

表決、本議案は、表決の結果、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第5 議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第5、議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第6号 玉村町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

災害弔慰金の支給とは、大きな自然災害が起きた際、災害弔慰金の支給等に関する法律や施行令に基づき、亡くなった町民の遺族に対する弔慰金、障害が残った方に対する見舞金、住居等に被害を受けた方に対する貸付金等の支援をするものです。条例を制定する経緯としては、災害弔慰金については、これまで3市23町村が加入して、群馬県市町村総合事務組合に負担金を支払って、これまでは総務課より支出されており、共同処理で実施してきたが、令和7年度末で共同処理が終了となり、市

町村に事務を返す形となった。これに伴い、各市町村において、条例を制定する必要が生じたものです。詳しくは、お手元の資料を見ていただきたいと思います。施行予定日は令和8年4月1日。

委員から質疑が出され、慎重に審査し、その後、表決を行いました。

討論はなし、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第6 議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第6、議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本議案に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定した

ので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第7号 玉村町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査報告を行います。3月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第7号について、子ども育成課に補足説明を求めました。補足説明。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化する目的で創設され、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満のこどもを対象とし、一月当たり一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度であります。この条例の制定の経緯等につきましては、お手元の資料を御覧ください。

委員から質疑が出され、慎重に審査し、その後、表決を行いました。

表決の結果、本議案は、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

## ○日程第7 議案第8号 玉村町手話言語条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第7、議案第8号、玉村町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第8号 玉村町手話言語条例の制定について、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第8号 玉村町手話言語条例の制定についての審査報告。3月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第8号について、健康福祉課に補足説明を求めました。補足説明、1、手話言語条例を策定する経緯と目標。手話が不当に扱われた歴史と近年の権利条約、法律改正等や県と国の動き。玉村町では、手話言語の広がりを持って地域で支え合い、手話言語を使って安心して生活できる共生社会の実現を目指し、条例を制定。2、目的。聾者と聾者以外の者が共生し、また等しく全ての障害者の福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とし、以下を定める。手話は言語である。町の責務並びに町民及び事業者の役割。手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項。3、基本理念。聾者を含む全ての町民が相互に人格と個人を尊重し合いながら共生することを基本とし、聾者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。以下につきましては、お手元の資料をお読みください。施行予定日、令和8年4月1日。

委員からは質疑が出され、慎重に審査し、その後、表決を行いました。

表決の結果、本議案は表決の結果は全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第 8 議案第 22号 令和8年度玉村町一般会計予算

○日程第 9 議案第 23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第 10 議案第 24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第 11 議案第 25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第 12 議案第 26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第 13 議案第 27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算

○日程第 14 議案第 28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（新井賢次君） 日程第8、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算から日程第14、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第22号から日程第14、議案第28号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

7議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

浅見武志予算特別委員長。

[予算特別委員長 浅見武志君登壇]

◇予算特別委員長（浅見武志君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77号の規定により報告をいたします。

議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認

める。

議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

初めに、日程第8、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第11、議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第12、議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第13、議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第14、議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君登壇〕

◇8番（堀越真由子君） 委員会での討論を踏まえ、議案第22号 令和8年度玉村町一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

本予算案は、子育て支援や教育、福祉の充実、また町民要望の高い道路補修など、暮らしに直結する施策が着実に盛り込まれており、大変評価するものであります。一方で、B&G海洋センターなどの長寿命化改修事業につきましては、事業規模が大きいことから、玉村町公共施設等総合管理計画に掲げる改修更新計画、町民アンケートとの整合性について、今後もより一層の町民への丁寧な説明と理解の促進が図られることを求めます。また、事業の執行に当たり、当初の計画説明から大きく変更がある場合には、町民、議会への説明責任を果たしていただけるよう要望いたします。そして、本事

業が町民にとって真に価値ある施設として長く親しまれるものとなるよう期待いたします。

最後に、本予算編成にご尽力された職員の皆様に敬意を表し、本議案に賛成の討論といたします。

◇議長（新井賢次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第23号 令和8年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第24号 令和8年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第25号 令和8年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第26号 令和8年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第27号 令和8年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第28号 令和8年度玉村町下水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第15 開会中における所管事務調査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第15、開会中における所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第16 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（新井賢次君） 日程第16、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



## ○追加日程第1 議案第29号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第11号）

◇議長（新井賢次君） 追加日程第1、議案第29号 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第11号）

を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和7年度玉村町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億1,419万9,000円とするものでございます。補正内容は、役場庁舎増築事業に係る財源として、玉村町庁舎整備基金に1億円を積み立てるほか、不足が見込まれる郵便料を増額するものでございます。役場庁舎増築事業につきましては、現在基本計画を策定中であり、実際に増築工事を行う年度に財政負担が集中しないよう、計画的に財源の一部を基金に積み立て、財政負担の平準化を図ってまいります。

なお、歳入につきましては、国の税収増加に伴い、増額となった地方消費税交付金を計上しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○追加日程第2 議案第30号 工事請負契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 追加日程第2、議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第30号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和9年4月に発足する中央分団の詰所建設工事を条件付一般競争入札で行ったところ、4業者の参加申込みがあり、2月27日に開札をしました結果、株式会社徳江工務店、代表取締役、徳江光俊が消費税込み9,878万円で落札いたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は中央分団の活動の拠点となる鉄骨造2階建ての詰所の建築のほか、軽4輪駆動消防車を収納する車庫や団員の駐車場等を整備するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

### ○追加日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

◇議長（新井賢次君） 追加日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在の監査委員であります大嶋恭一様におかれましては、この3月31日をもって任期満了となります。大嶋様には、2期8年間にわたり、町の会計管理を適正に監査、指導していただき、大変ご尽力いただいたこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。このため、本案は、大嶋様の後任に玉村町大字上新田—————にお住まいの信澤一男様を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

信澤様は、昭和50年に当時の上毛信用金庫に就職されました。平成4年には桐生信用金庫との合併を経て、令和3年に定年退職されるまで同信用金庫で勤務されておりました。その間、支店の次長、または支店長などの要職で勤務されたほか、融資部も経験されており、財務管理や事業の経営管理などに関して優れた識見を有し、人格が高潔で監査委員としてまさに適任であると考えております。

なお、任期は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意することに決しました。

◇議長（新井賢次君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 2 分休憩

---

午後 3 時 2 2 分再開

◇議長（新井賢次君） 再開いたします。

---

### ○新監査委員挨拶

◇議長（新井賢次君） ただいま監査委員の選任に同意されました信澤一男氏が議場に見えておりますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

[信澤一男君登壇]

◇信澤一男君 このたび、議会の皆様方のご賛同を得まして、監査委員に就任することになりました上新田の信澤でございます。

ご同意いただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感しております。この職務の重みを深く認識し、監査業務を通じて、行財政の健全性を追求し、住民の皆様に対して、公正で効率的な運営を確保するため、誠心誠意努めてまいります。微力ではございますが、最善の努力を傾注してまいりますので、今後とも皆様方のご教授、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 信澤氏には、監査委員として、行政事務執行について監査を行い、公正で効率的な行政運営の確保のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦労さまでした。

---

◇議長（新井賢次君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 4 分休憩

---

午後 3 時 2 6 分再開

◇議長（新井賢次君） 再開いたします。

---

### ○追加日程第 4 同意第 2 号 副町長の選任について

◇議長（新井賢次君） 追加日程第 4、同意第 2 号 副町長の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 同意第 2 号 副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案説明

を申し上げます。

本案は、萩原副町長の任期が4月末をもって満了となることから、再度選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により提案させていただくものでございます。

萩原氏は、昭和59年に玉村町役場へ入職され、総務課を皮切りに福祉課、学校教育課など職務を歴任されました。平成27年には課長に昇任、上下水道課長、子ども育成課長、総務課長を歴任し、令和4年3月に定年退職されました。令和4年5月からは現職として、職員時代の豊富な経験や手腕を生かし、様々な行政運営の充実、課題解決に貢献いたしました。これまでの4年間の実績と温厚誠実で高潔な人柄、長い行政経験と高い識見により、今後も町政の発展に寄与していただけるものと確信いたしますので、引き続き副町長として再任いたしたく同意をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意することに決しました。

---

◇議長（新井賢次君） ただいま副町長の選任に同意されました萩原保宏副町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

〔副町長 萩原保宏君登壇〕

◇副町長（萩原保宏君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、副町長の選任に当たりまして、議会の皆様に再びご同意をいただきましたことに対し、心からお礼を申し上げます。これまでの4年間、町長の補佐役として、町の様々な課題と向き合い、

議会の皆様のご理解とご協力、そして職員一人一人の努力に支えられ、町の未来につながる施策を進めることができました。2期目に当たりましては、これまでの経験を生かしつつ、引き続き町長を補佐し、町のさらなる発展、町民の幸せの向上のために、執行機関としての責務をしっかりと果たしていきたいと考えております。議会の皆様には、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、再任に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 萩原副町長には、これまでのご活躍を踏まえ、再任となりました。これからも石川町長を補佐し、玉村町発展のために行政手腕を発揮されますようご期待申し上げます。



### ○字句等整理委任について

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



### ○町長挨拶

◇議長（新井賢次君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和8年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は3月3日に開会され、本日までの17日間、議員の皆様方には、提案させていただきました令和8年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む全32議案につきまして、慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

施政方針で述べましたとおり、令和8年度一般会計当初予算の総額は過去最大の146億5,000万円となりました。本予算では、災害への備えや子育て支援、学校教育の充実、生活交通の確保、地域経済の活性化等に加え、老朽化した道路や公共施設等のインフラ整備に重点を置いた、暮らしとインフラを守り、未来に希望をつなぐ予算として、全ての町民の安全・安心の確保と生活の質の向上を図り、子供から高齢者まで誰もが暮らしやすい町の実現を目指してまいります。議員各位におかれましては、引き続き本町の発展のために格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

また、一般質問においては11名の皆様からご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えています。

さて、3月31日をもちまして、齋藤善彦総務課長、今井理恵子子ども育成課長、齋藤恭議会事務局長の3名が役職定年、あるいは役場を退職されることとなりました。3名の皆様におかれましては、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって、町政発展のために大変ご尽力いただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝申し上げます。今後とも皆様には、本町発展のため、折に触れてご指導、そしてご協力をいただきますよう心からお願い申し上げますとともに、今後一層のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、はなむけの言葉といたします。

結びに、年度末を迎え、さらに4月からは新年度のスタートと、非常に忙しい時期を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意していただき、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。



## ○退職課長挨拶

◇議長（新井賢次君） 次に、本年3月31日をもって、課長職を退かれる課長並びに退職されます課長より、最後の定例会に当たり、発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、齋藤善彦総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、退任に当たり、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

私は、平成元年に入職し、37年間、今まで8課を勤務してまいりました。今日までこうして勤務できましたことは、議員の皆様をはじめ、町長並びに既に退職されている先輩を含めました職員の方々のおかげであると心より感謝申し上げます。この間、平成28年には、議会事務局へ異動し、2年間勤務をさせていただきました。執行側とまた別の角度から見ることによりまして、大変勉強になるとともに、議員の皆様には大変よくしていただきました。また、この2年間の議会の会議録を改めて見直してみましたけれども、私がいました当時、議会基本条例の制定ですとか、また議員定数を16名から現在の13名へと改正する一部改正条例等の議案等が出されたことを改めて思い起こしました。その後、平成30年には課長職を命じられ、住民課での4年間は国保の広域化、マイナンバーカード取得申請の増加、また平成から令和へと改元、またコロナ禍での窓口対応などが思い出されます。その後、総務課へ異動となりましたが、特に総務課でのこの4年間はあっという間だったなということを改めて感じているところでございます。この4年間は、公私ともに、本当に今まで経験したことがないような様々なことを経験させていただきました。今年になりましてからも、今回一般質問にもあ

りましたとおり、入札関係の案件ですとか、また突然の衆議院解散で選挙ですとか、本当に最後の最後までばたばたしているような状況でした。議員の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけしたこともあり、大変申し訳なく思っております。

また、今日、この第1回定例会提出議案全てにつきまして、ご議決、ご同意をいただきまして、本当に今肩の荷が下りたなど感じております。私は役職を解かれ、定年延長により4月以降も引き続き勤務することとなりますが、今後はまた別の立場で職務に励んでまいりたいと考えております。

以上、言葉整いませんけれども、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠に世話になりました。大変ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（新井賢次君） 次に、今井理恵子子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君登壇〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。ご挨拶のお時間をいただきありがとうございます。

私、玉村町の職員として、昭和61年4月に入職しまして、40年間勤務させていただきました。ちょうど私が入職する前の年にこの庁舎が完成しまして、ぴかぴかの新しい庁舎でのスタートでした。ぴかぴかの新卒の1年生で、昭和、平成、令和と勤務してきまして、60歳になりまして、庁舎とともに劣化してきてしまった感じです。その頃の町の人口は、国勢調査によりますと、2万494人でした。最新の町の人口と比べますと、1万5,000人弱少なかったようです。入職したときに、先輩たちからよくお話を聞きましたのが、下水道処理場をめぐって反対派と賛成派ですごくもめたということでした。私実家が上陽だったせい、か、学生からすぐ入職したためか、ぴんどこなくて、何だか過去の歴史のように聞いていたような気がします。あれから40年、入職してから、10の課で仕事をしてまいりました。特に長かったのが総務課で、選挙の係に10年在籍しておりまして、今いらっしゃる議員さんの中にも、私に議員の選挙の収支報告などで細かいことを言われて不快な思いをされた方がいらっしゃいましたら、この場を借りましておわび申し上げます。職員として、最後に、全く未経験の子ども育成課の課長で退職を迎えることとなります。子ども育成課の仕事は、止まることのない少子化の中、こどもまんなか社会の実現を目指す支援策の予定が山積しておりました。こども家庭センター、待機児童、保育所再編整備での新規保育所誘致、乳児等通園支援事業、来年度スタートする保育施設のICT化など、その一部です。まず仕事を覚えることから始めまして、目まぐるしく、でもあっという間に過ぎてしまいました。こども基本条例も現在策定中ですが、途中で退職となってしまう、大変申し訳なく思っております。たくさん応援して下さった議員の皆様、保育士も含めた子ども育成課の職員、庁舎内各課の連携や外部の関係機関など、本当に関係者の皆さんには一生懸命仕事に取り組んでいただき、また協力していただき、もう感謝しかございません。

話は変わりますが、最近、子ども育成課の職員が、私の成人式の頃のインタビューの記事を見つけ

てくれまして、そのときにどんな町にしたいのかとの質問で、全く自分は何て答えたか覚えていなかったのですが、一人一人が幸せに暮らせる町にしたいと答えておりました。そのときはあまり考えないで答えてしまったような気がします、でもその気持ちは今でも全く変わっておりません。

4月からは、一町民となりますが、何らかの形で、「暮らすなら、ここがいい。」と思えるまちづくりに積極的に協力してまいりたいと思っております。議員の皆様、三役の皆様、課長や職員の皆様、先輩の職員だった皆様、大変お世話になりました。心から感謝申し上げまして、言葉整いませんが、ご挨拶させていただきます。本当に今までありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（新井賢次君） 次に、齋藤恭議会事務局長。

〔議会事務局長 齋藤 恭君登壇〕

◇議会事務局長（齋藤 恭君） 議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

私、40年近くにわたりまして、玉村町役場に勤務をさせていただいております。これまで多くの先輩職員の方々や関係者の皆様からいただきましたご指導、そして今いる職員の皆様のご支援、こういったものがありまして、これまで勤めてこられたものと思っております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、40年近くということでございますので、様々な所属への配属をさせていただいております。そして、多くの経験もさせていただきました。ですけれども、本日のこの議場で議員の皆様を前にして演台で話すということも初めての経験でございます。こうした経験をさせていただきましてありがとうございます。40年近く勤めさせていただいた中で、ただいまは議会事務局の職員ということで、2年間でありまして、議員の皆様のご活動の支援をさせていただいております。多くの皆様、熱心に議論していただいておりますけれども、これまで直接そのご活躍を目にすることができましたけれども、4月以降は直接皆様のご活躍を拝見することはできません。退職いたしますので、議会だよりで拝見させていただければと思っておりますので、皆様のこれまで以上の議論、そうしたものを最後議会事務局の職員といたしまして、お願いを申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、今日もちろん来ておりませんが、日々の生活から、そして時には文句を言われながらも支援していただきました家族に一番の感謝を申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

---

## ○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 令和8年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

今定例会は3月3日に開会し、本日までの17日間にわたり、令和7年度の補正予算や令和8年度に向けた条例の制定並びに一部改正、あるいは一般会計をはじめとする新年度予算など、町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。そして、11名の議員から、一般質問や予算特別委員会あるいは各常任委員会で町民の声に寄り添った様々な視点から活発な議論が行われるなど、大変意義のある議会であったと思います。執行部におかれましては、今定例会での議案審議や一般質問の際に、我々議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に一層反映されますことを強く求めるものであります。

また、これから新しい年度が始まるわけでありますが、エネルギー価格や諸物価の高騰といった直面する課題がある状況の中、町の目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けた活気ある町政運営を期待するところであります。

さて、先ほど退任の挨拶をいただきました齋藤総務課長、今井子ども育成課長、齋藤議会事務局長におかれましては、これまで玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてその職務を遂行し、多くの分野で実績を残されるとともに、次世代の玉村町を支える若き職員の育成にも当たられました。議会を代表し、改めて感謝申し上げます。課長職を退かれます課長各位におかれましては、今後とも健康には十分留意され、これまで行政に携わった豊富な知識と経験を生かし、地域のため、そして玉村町発展のために、ご活躍されますようご期待申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。また、再任の同意となりました萩原副町長には、これからも大いにご活躍されますことをご期待申し上げます。

最後になりますが、議員各位並びに町長をはじめ、執行各位には何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（新井賢次君） これをもちまして、令和8年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時50分閉会